

国立印刷局規則第 1 1 号
改訂平 1 5 規則第 7 3 号
改訂平 1 5 規則第 7 5 号
改訂平 1 6 規則第 6 号
改訂平 1 6 規則第 1 2 号
改訂平 1 6 規則第 2 3 号
改訂平 1 7 規則第 7 号
改訂平 1 7 規則第 3 2 号
改訂平 1 8 規則第 1 号
改訂平 1 8 規則第 6 号
改訂平 1 8 規則第 2 3 号
改訂平 1 8 規則第 2 6 号
改訂平 1 9 規則第 1 2 号
改訂平 1 9 規則第 1 7 号
改訂平 1 9 規則第 3 6 号
改訂平 2 0 規則第 1 2 号
改訂平 2 0 規則第 1 7 号
改訂平 2 0 規則第 2 1 号
改訂平 2 1 規則第 5 号
改訂平 2 1 規則第 2 4 号
改訂平 2 2 規則第 5 号
改訂平 2 2 規則第 1 9 号
改訂平 2 3 規則第 1 1 号
改訂平 2 4 規則第 6 号
改訂平 2 4 規則第 1 4 号
改訂平 2 5 規則第 4 号
改訂平 2 5 規則第 1 3 号
改訂平 2 6 規則第 3 号
改訂平 2 6 規則第 1 1 号
改訂平 2 6 規則第 1 6 号
改訂平 2 6 規則第 2 1 号
改訂平 2 7 規則第 2 号
改訂平 2 7 規則第 2 8 号
改訂平 2 8 規則第 8 号
改訂平 2 8 規則第 1 5 号
改訂平 2 8 規則第 1 9 号
改訂平 2 8 規則第 2 6 号
改訂平 2 9 規則第 6 号
改訂平 3 0 規則第 2 号
改訂平 3 0 規則第 8 号

改訂平 3 1 規則第 3 号
改訂令 元 規則第 2 号
改訂令 元 規則第 5 号
改訂令 2 規則第 3 号
改訂令 3 規則第 6 号
改訂令 4 規則第 5 号
改訂令 4 規則第 1 6 号
改訂令 5 規則第 1 1 号
改訂令 5 規則第 1 7 号
改訂令 6 規則第 2 号
改訂令 6 規則第 1 0 号
改訂令 7 規則第 3 号
改訂令 7 規則第 1 6 号
改訂令 7 規則第 2 1 号

独立行政法人国立印刷局職員給与規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第57条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員の給与に関する事項については、別に定める。

(給与の支給)

第2条 給与は、現金で直接その職員に支給しなければならない。

2 いかなる給与も、この規則に基づかずに職員に対して支給してはならない。

3 何人も、法律若しくはその委任に基づく命令によって特に認められた場合及び別に定める場合のほかは、職員の給与からその職員が支払うべき金額を差し引き又は差し引かせてはならない。

4 給与は、給与簿に基づいて支給しなければならない。給与簿に関し必要な事項は、本局管理部長が別に定める。

5 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与支給義務者)

第3条 給与支給義務者は、理事長とする。

(職群及び等級)

第4条 職務は、その種類等に基づいて職群に分類し、各職群は、その職務に含まれる複雑、困難及び責任の度等に基づき等級に分類するものとする。

2 前項の職群及び等級の分類基準は、職群分類基準表（別表第1）及び等級別標準職務

表（別表第2）に定めるところによる。

（職員の格付）

第5条 職員（第6条に定める職員を除く。）は、その担当する職務により、いずれかの職群及び等級に格付されるものとする。

2 国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。）第60条の2第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）の職群及び等級の格付については、その担当する職務のほか、定年前三任用短時間勤務職員として採用される前の職員として担当した職務を考慮するものとする。

（格付されない職員）

第6条 非常勤職員（定年前三任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の給与に関しては、第5章に定めるところによる。

第2章 俸 給

（俸 給）

第7条 俸給は、その職務の種類、困難性、責任の度及び技能の修熟度その他の勤務条件を考慮したものではない。

第8条 俸給は、独立行政法人国立印刷局職員勤務時間・休暇等規則（平成17年規則第6号。以下「勤務時間規則」という。）第4条及び第5条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この規則に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、役職手当、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び奨励手当を除いた全額とする。

（俸給表）

第9条 俸給表（別表第3）の適用範囲は、各俸給表に定めるところによる。

2 定年前三任用短時間勤務職員の俸給月額、前項の規定にかかわらず、俸給表に定める基準俸給月額に、勤務時間規則第4条第1項第3号に規定するその者の1週間当たりの正規の勤務時間を同項本文に規定する1週間当たりの正規の勤務時間で除して得た数（以下「時間割合」という。）を乗じて得た額とする。

3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第1項の規定にかかわらず、その者の受ける号俸に応じた俸給月額（最高号俸の額を超える俸給月額を受けている者については、その者の受ける俸給月額）に勤務時間規則第4条第1項第4号に規定するその者の1週間当たりの正規の勤務時間を同項本文に規定する1週間当たりの正規の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（初任給等）

第10条 新たに職員となる者の職群及び等級は、第4条の規定による職群分類基準表及び等級別標準職務表に定めるもののほか、別に定める等級別資格基準表に定めるところに従い、その者の職務と資格に応じて決定する。

2 前項の者の号俸は、前項の規定により決定された職群及び等級に適用される俸給表の

号俸のうち、その者の資格に応じて別に定める初任給基準表に掲げる号俸とする。ただし、その職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合においては、別に定めるところにより任命権の委任を受けた者（以下「任命権者」という。）は、別に定めるところにより、その号俸より上位の俸給月額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当するものから引き続いて職員となった者については、任命権者は、前項の規定にかかわらず、その者の職員となった日の前日に受けていた俸給月額（これに相当するものを含む。）及び他の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより、その者の俸給月額を決定することができる。

- 一 この規則の適用を受けない国家公務員
- 二 地方公務員
- 三 その他前各号に準ずると認める者
（昇格等）

第11条 職員の昇格（職員の等級を同一職群における上位の等級に変更する場合をいう。以下同じ。）は、第4条の規定による等級別標準職務表及び別に定める等級別資格基準表に定める資格及び要件を有する者であって、良好な成績で勤務した者について行うことができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となった場合は、前項の規定にかかわらず、任命権者は、あらかじめ理事長の承認を得て、昇格させることができる。

3 前2項の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に定める俸給月額とする。

- 一 昇格した等級に適用される俸給表に昇格した日の前日に受けていた俸給月額と同額の号俸があるときは、その号俸に、同額の号俸がないときは、その直近上位の額の号俸に昇格加算号数表（イ）（別表第4）の加算号数欄に掲げる号数を加算した号俸とする。
- 二 前号の同額の号俸がないときにおいて、最低号俸の額に達しないときは、前号の「その直近上位の額の号俸」とあるのは「最低号俸」と読み替えるものとする。
- 三 第1号の同額の号俸がないときにおいて、最高号俸の額を超えているときは、別に定める俸給月額とする。

4 職員を昇格加算号数表（ロ）（別表第5）の適用区分欄に掲げる昇任をさせた場合におけるその者の俸給月額は、その前日に受けていた俸給表の号俸に、同表の加算号数欄に掲げる号数を加算した号俸の俸給月額とする。

（降 格）

第12条 職員の降格（職員の等級を同一職群における下位の等級に変更することをいう。以下同じ。）は、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）に伴う場合のほか、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合、その他本人の責に帰すべき事由等がある場合に行うことができるものとする。

2 職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額は、次の各号に定める俸給月額とする。

一 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸が、降格した等級に適用される俸給表の号俸のうちにあるときは、その額の号俸とする。

二 降格した日の前日に受けていた俸給月額が、降格した等級に適用される俸給表にないときは、直近下位の額の号俸。ただし、異動後昇給するまでの間、降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の俸給月額とすることができる。

3 前項の規定により定められる職員の俸給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、任命権者は、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の俸給月額を決定することができる。

(初任給基準を異にする場合等の異動)

第13条 職員を一の官職から、別に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の官職に異動させる場合及び職員を一の官職から職群を異にして他の官職に異動させる場合の等級は、第4条の規定による等級別標準職務表及び別に定める等級別資格基準表に定めるところに従い、その者の職務と資格に応じて決定する。

2 前項の規定により職員の等級を決定した場合におけるその者の俸給月額は、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、その者が異動した日の前日に受けていた俸給月額を下回らない範囲内において別に定めるところにより決定する。

(定期昇給等)

第14条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「定期昇給日」という。）に前年の4月1日からその年の3月31日までを勤務成績判定期間として、その期間における勤務成績に応じて4号を標準号数として実施する。ただし、前年の4月2日以降に新たに職員となった者の勤務成績判定期間は、職員となった日からその直後の定期昇給日の前日までの期間とし、その期間及びその期間における勤務成績に応じて昇給させる号数を決定するものとする。

2 前項の規定は、定期昇給日において60歳以上の職員には適用しない。

3 第1項の場合において、最高号俸以上の俸給月額を受けている者については、最高号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額の2分の1を1号として特に昇給させることができるものとし、最高号俸に達しない号俸から昇給する場合において、昇給後の俸給月額が最高号俸の額を超える部分についてもこれに同じとする。

4 負傷若しくは疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤（以下第29条第3項第2号、第44条第1項及び第45条第1項において単に「通勤」という。）による負傷若しくは疾病を除く。）による休職若しくは休暇のため勤務しなかった職員、介護休暇のため勤務しなかった職員、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第7条第1項ただし書の規定に基づき組合の役員として組合の業務に専ら従事する許可（以下「専従許可」という。）を与えられた職員、育児休業法第3条の規定により育児休業をした職員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をした職員又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をした職員が、復職し、再び勤務するに至り、又は職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると

認めるときは、復職し、再び勤務するに至り、又は職務に復帰した日以後において、別に定めるところにより、その者の俸給を調整することができる。

(特別昇給)

第15条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者は、前条に規定するもの以外に特に昇給させることができる。

- 一 勤務成績が特に優秀であるとき
- 二 研修に参加し、その研修成績が特に優秀であるとき
- 三 功績が極めて顕著であることにより表彰を受けたとき
- 四 組織の改廃等により廃職又は過員を生じた結果退職するとき
- 五 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となったとき
- 六 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めたとき

2 前項の場合において、最高号俸以上の俸給月額を受けている者については、最高号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額を1号として特に昇給させることができるものとし、最高号俸に達しない号俸から昇給する場合において、昇給後の俸給月額が最高号俸の額を超える部分についてもこれに同じとする。

(俸給の支給方法)

第16条 俸給は、毎月1回、その月の俸給の全額を支給する。

2 俸給の支給日は、その月の18日とする。この場合、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「祝日」という。)(勤務日の変更により土曜日扱い、日曜日扱い又は祝日扱いとなる日を含む。以下同じ。)に当たるときは、その直前の土曜日、日曜日又は祝日でない日に支給する。

第17条 新たに職員となった者にはその日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員等(第10条第3項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間規則第13条第1項第1号及び第2項から第6項までに規定する休日(以下「勤務を要しない日」という。)日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算(以下「日割計算」という。)により算出するものとする。

5 俸給の支給日後において新たに職員となった者及び俸給支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際俸給を支給する。

6 職員が月の初日以外の日から休職にされ、停職にされ、専従許可を与えられ、若しくは育児休業若しくは自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業を始めた場合又は休職、停職、専従許可の有効期間の終了若しくは育児休業若しくは自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業の終了により復職し、若しくは職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給は日割計算により支給する。この場合、俸給の支給日後に復職し、又は職務に復帰

した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

(非常の場合の俸給の支給)

第18条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため俸給を請求した場合には、俸給の支給日前であっても請求の日までの俸給を日割計算により、その際支給する。

(調整加給)

第19条 職員の担当する職務が、その格付されている職群及び等級又はその適用される俸給表に属する他の職務に比して著しい特殊性があると認められるものに対し調整加給を支給する。

2 前項に定める調整加給の支給を受ける職員及び支給額については、調整加給表(別表第6)に定めるところによる。

3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の調整加給の支給額は、前項の規定にかかわらず、調整加給表に定める額に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては時間割合を、育児短時間勤務職員にあつては算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(研修期間中の職員の俸給)

第20条 研修期間中の職員の俸給は、研修直前の職務にあるものとみなして決定する。

第3章 手 当

(初任給調整手当)

第21条 初任給調整手当は、医療職群の適用を受ける職員として新たに採用された職員に対し、月額80,000円を超えない範囲内で別に定める額を支給する。

第22条 削除

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号に係る扶養手当は、俸給表Lの適用を受ける職員(以下「俸給表L職員」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 満22歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号の扶養親族については5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)にあつては2,500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円、その他の扶養親族については一人につき1,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、2,000円に特定期間にある

当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出及び支給方法)

第24条 新たに職員となった者に扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）がある場合、俸給表L職員から俸給表L以外の俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表L以外職員」という。）となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を給与支給義務者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（俸給表L職員に扶養親族たる配偶者の要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び俸給表L職員に扶養親族たる配偶者の要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）がある場合においてはその者が職員となった日、俸給表L職員から俸給表L以外職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合において、その職員に前条第2項第2号から第5号までの扶養親族（以下「扶養親族たる子等」という。）で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が俸給表L以外職員となった日、職員に扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）で前項の規定による届出に係るものがない場合において、その職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、俸給表L以外職員から俸給表L職員になった職員に扶養親族たる配偶者で前項の規定による届出に係るものがある場合において、その職員に扶養親族たる子等で前項の規定による届出に係るものがないときは職員が俸給表L職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号に規定する扶養親族を除く。）で前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員の扶養親族に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（俸給表L職員にあつては前条第2項第1号

に規定する扶養親族を除く。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる子等で第1項の規定による届出に係るものがある俸給表L職員が俸給表L以外職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るものがある俸給表K職員が俸給表K及びL以外の俸給表の適用を受ける職員(以下「俸給表K及びL以外職員」という。)となった場合

五 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子等で同項の規定による届出に係るものがある職員で俸給表L以外職員が俸給表L職員となった場合

六 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るものがある職員で、俸給表K及びL以外職員が俸給表K職員となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第25条 地域手当は、次の各号に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- 一 東京都特別区
- 二 埼玉県さいたま市
- 三 神奈川県小田原市
- 四 静岡県静岡市
- 五 滋賀県彦根市
- 六 岡山県岡山市

2 地域手当の月額、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 前項第1号に掲げる地域 100分の12
- 二 前項第2号に掲げる地域 100分の9
- 三 前項第3号に掲げる地域 100分の6
- 四 前項第4号及び第5号に掲げる地域 100分の3.6
- 五 前項第6号に掲げる地域 100分の2.5

3 第1項各号に掲げる地域に在勤する職員が、地域手当の支給割合(前項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。)が異なる地域に異動した場合(当該異動の前日に在勤していた地域と同一の地域手当の支給割合の地域に引き続き6か月を超えて在勤している場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が第1項に定める地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 当該異動の前日に在勤して

いた地域に在勤するものとした場合に適用される前項の支給割合

- 二 当該異動の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）
前号に掲げる支給割合に100分の80を乗じた割合

- 4 第1項第1号に掲げる地域以外の地域に在勤する医療職群に格付される職員については、当分の間、前3項の規定にかかわらず、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
- 5 前3項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

（広域異動手当）

第25条の2 職員が地域手当の支給割合が異なる地域に異動した場合又は在勤する機関（本局並びに研究所及び工場をいう。以下同じ。）が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき、別に定めるところにより算定した機関間の距離（異動等の日の前日に在勤していた機関の所在地と当該異動等の直後に在勤する機関の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と機関との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する機関の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と機関との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と機関との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に当該異動等に係る機関間の距離の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の前日に在勤していた機関への異動等が予定されている場合その他広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りではない。

- 一 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 二 300キロメートル以上 100分の10

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により、前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる者については、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては、当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては、当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間、当該再異動等に係る広域異動手当は、支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第25条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給額は、前2項の規定による広域異動手当の支給額から当該地域手当の支給額を減じた額とする。この場

合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が、当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 前3項の規定による広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該広域異動手当の月額とする。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(以下「借家借間者」という。)。ただし、別に定める職員を除く。

二 第28条第1項又は第3項の規定に基づき、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「単身赴任者の配偶者等」という。)が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員(以下「単身赴任者の配偶者等の借家借間者」という。)。ただし、別に定める職員を除く。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 借家借間者

次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

二 単身赴任者の配偶者等の借家借間者

前号の規定により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用し得る経路のうち、最短の経路の長さによるものとする。以下同じ。)が、片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下この項及び次項において「交通用具」という。)を使用することを常例とする職員(交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である

者及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、交通用具を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満である者を除く。）

四 前3号に掲げる職員以外の職員で、人事院規則16-0（職員の災害補償）別表第5に掲げる障害に属する程度のものであって、歩行することが著しく困難なため、通勤するために交通機関等を利用し、かつ、運賃等を負担する又は交通用具を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の支給の単位は、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（交通用具に係る通勤手当にあっては、1か月。以下「支給単位期間」という。）とし、支給単位期間の通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号及び第4号に掲げる職員のうち交通機関等を利用する職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号及び第4号に掲げる職員のうち交通用具を使用する職員 支給単位期間につき、31,600円を超えない範囲内で片道の通勤距離の区分に応じて別に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの平均通勤回数が10回に満たない者にあつては、別に定める額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

三 前項第3号及び第4号に掲げる職員のうち交通機関等を利用し、かつ、交通用具を使用する職員 前2号に定める額の合計額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

3 機関を異にする異動等により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特急料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、支給単位期間につき、新幹線鉄道等を利用する経路

で算出した前項に定める額に、当該支給単位期間の通勤に要する特急料金等の2分の1に相当する額を加算した額とする。ただし、当該加算額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特急料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特急料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特急料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の第16条第2項に定める俸給の支給日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等の理由のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

（単身赴任手当）

第28条 単身赴任手当は、機関を異にする異動又は在勤する機関の移転に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は機関の移転の直前の住居から当該異動又は機関の移転の直後に在勤する機関に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する機関に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員についても、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（管理職手当）

第29条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に指定する官職にある職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、職務の等級における最高の号俸の俸給月額、100分の25を超えない範囲内において別に定める。
- 3 管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- 一 外国に出張中の場合
- 二 勤務しなかった場合。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。

(役職手当)

第29条の2 役職手当は、指定職群、一般職群及び技術職群に格付けられる職員のうち、他の職員を指揮する地位にある職員（当該職員に相当する責任を持って業務を遂行する職員を含み、また、前条第1項に規定する官職にある職員を除く。）のうち別に指定する官職にある職員に支給する。

2 役職手当の月額、職務の等級における最高の号俸の俸給月額の100分の16を超えない範囲内において別に定める。

3 前条第3項の規定は、役職手当に準用する。

(超過勤務手当)

第30条 超過勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

2 前項の規定は、勤務時間規則第13条第1項第2号から第4号までに規定する休日（以下「祝日等の休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられて、勤務した場合について準用する。

3 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に掲げる割合（第1号及び第3号においては、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

一 第1項に掲げる勤務のうち、正規の勤務時間が割り振られた日（前項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前項に掲げる勤務 100分の135

三 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

4 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の規定の適用については、次項に掲げる場合を除き、同号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

5 第3項第1号及び第3号並びに次項に掲げる勤務の時間の合計が1か月について60時間を越えた場合において、その超えた時間の勤務に対する第3項第1号及び第3号の規定の適用については、第3項第1号中「100分の125」とあり、及び同項第3号中「100分の135」とあるのは「100分の150」とし、次項の規定の適用については、同項中「第3項第1号に掲げる割合（当該振り替えた日が祝日等の休日であるときは第2項の規定にかかわらず第3項第2号に掲げる割合）」とあるのは「100分の150」とする。

6 調整加給表（別表第6）に定める警備職員の調整加給の支給を受ける職員及び勤務時間規則第3条第9号に規定する職員が、勤務時間規則第15条の規定に基づき勤務を要しない日を勤務を要する日に振り替えた場合であって、当該振り替えた日における正規

の勤務時間において7時間45分を超えて勤務したときは、当該超えた勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に第3項第1号に掲げる割合（当該振り替えた日が祝日等の休日であるときは第2項の規定にかかわらず第3項第2号に掲げる割合）を乗じて得た額を支給する。

（夜勤手当）

第31条 夜勤手当は、職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第29条第1項の別に指定する官職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員（以下「特定管理職員」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して支給する。

3 夜勤手当の額は、勤務1時間につき、第43条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。ただし、前項の規定により支給する職員の勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の現日数から勤務時間規則第13条第1項に規定する休日を除いた日数に、7.75を乗じたもので除した額とする。

第32条 削除

（管理職員特別勤務手当）

第33条 特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日等の休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、特定管理職員に対し12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（超過勤務手当に関する規定の適用除外）

第34条 第30条の規定は、特定管理職員には適用しない。

（特殊勤務手当）

第35条 特殊勤務手当は、著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、別に定めるところにより支給する。

第36条 削除

（期末手当）

第37条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第39条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれその日に在職する職員に対し、別に定める日（次条及び第39条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、それぞれの基準日における別に定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、期末手当支給割合表（別表第7）に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額、扶養手当の月額並びに俸給月額と扶養手当の月額との合計額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に官職の職制上の段階等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 育児短時間勤務職員に関する前2項の規定の適用については、これらの規定中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」とし、これによる読替え後の俸給の月額を算出率で除して得た額又は俸給月額を算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に公務員法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に公務員法第76条の規定により失職した職員
- 三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に係る期末手当の支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第39条 給与支給義務者は、支給日に期末手当を給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、公務員法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 給与支給義務者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、給与支給義務者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 給与支給義務者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 一時差止処分に対する行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求については、一時差止処分は公務員法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。（奨励手当）

第40条 奨励手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれその日に在職する職員に対し、別に定める日に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で別に定めるものについても同様とする。

2 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、それぞれの基準日における別に定める基準により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、奨励手当の支給総額は、前項の職員の奨励手当基礎額にそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつ

ては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に別に定める割合を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

- 3 前項の奨励手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第37条第4項の規定（同条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）は、第2項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において同条第4項中「前項」とあるのは、「第40条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第40条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 6 育児短時間勤務職員に関する第3項の規定の適用については、同項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」とし、これによる読替え後の俸給の月額を算出率で除して得た額又は俸給月額を算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（手当の支給方法）

- 第41条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当及び役職手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。
- 2 職員が、月の中途において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける常勤の国家公務員となった場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、前項の規定にかかわらずその月分を支給する。
 - 3 超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当は、一の月の分を次の月における俸給の支給日に支給する。この場合、第16条第2項後段、第17条及び第18条の規定を準用する。

第4章 給与の減額等

（給与の減額）

- 第42条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日等の休日である場合、勤務時間規則第19条第1号に規定する休暇による場合、その他その勤務しないことについて減額しないことの承認を与えられた場合を除き、その勤務しない1時間につき次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（勤務1時間当たりの給与額）

- 第43条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間規則第4条に規定する1週間当たりの正規の勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額とする。
- 2 第30条第3項及び第31条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、初任給調整手当の月額並び

に役職手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の現日数から勤務時間規則第13条第1項に規定する休日を除いた日数に7.75を乗じたもの（次項において「当該年度の時間数」という。）で除して得た額とする。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の第30条第3項及び第31条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、前項の規定にかかわらず、俸給の月額、俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、初任給調整手当の月額並びに役職手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の時間数に、定年前再任用短時間勤務職員にあつては時間割合を、育児短時間勤務職員にあつては算出率を乗じたもので除して得た額とする。

（長期休養者の俸給の減額）

第44条 職員が負傷又は疾病による病気休暇の開始の日から起算して引き続き90日を超えて勤務しないときは、第42条の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、俸給の月額並びに俸給月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額のそれぞれ2分の1を減額する。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合を除く。

- 2 前項に規定する「引き続き90日を超えて勤務しない」期間の算定は、勤務時間規則第22条の規定による病気休暇の期間の取扱いの例によるものとする。

（休職者の給与）

第45条 職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間中、これに俸給、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、役職手当、期末手当及び奨励手当の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患等（結核性疾患及び特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日付け衛発第242号）別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3に掲げる対象疾患（都道府県の認定を受けたものに限る。）をいう。）にかかり、公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を、その休職の期間が満2年を超えて満3年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の40を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合は、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が公務員法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされた場合には、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条の規定に該当して休職にされた場合は、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項から前項までの規定の適用を受ける職員には、別に定めるところにより、期末手当を支給することができる。

- 7 休職にされた職員には、前各項に規定する給与以外のいかなる給与も支給しない。
- 8 第6項に規定する期末手当の支給については、第38条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第45条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業職員の給与)

第46条 育児休業法第3条の規定により育児休業をしている期間については、次の各号に定める場合を除き給与を支給しない。

- 一 第37条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 二 第40条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る奨励手当を支給する。

(自己啓発等休業職員の給与)

第46条の2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業職員の給与)

第46条の3 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(定年前再任用短時間勤務職員の適用除外)

第47条 第10条、第11条第2項から第4項まで、第12条第2項及び第3項、第13条から第15条まで、第21条から第24条まで、第25条第3項及び第4項並びに第26条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第5章 非常勤職員の給与

第48条 削除

(非常勤職員の給与)

第49条 第6条に掲げる非常勤職員の給与は、別に定めるところにより、職務の内容及び常時勤務する職員の給与との権衡を考慮して、任命権者が定める。

- 2 前項に規定する給与は、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。
- 3 非常勤職員には、第1項に規定するもののほか、別に定めるところにより、職務の内容及び常時勤務する職員の給与との権衡を考慮して、超過勤務手当及び夜勤手当に相当する手当を支給し、通勤手当及び特殊勤務手当に相当する手当を支給することができる。
- 4 非常勤職員には、第1項及び前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、期末手当及び奨励手当に相当する手当を支給することができる。
- 5 前項に規定する期末手当及び奨励手当に相当する手当の支給については、第38条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第38条中「前条第1項」とあるのは「第49条第4項」と読み替えるものとする。

第6章 雑 則

(雑則)

第50条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となったものであって、印刷局の成立の前日において廃止前の印刷局職員給与規程（昭和33年訓令第8号。以下「旧規程」という。）第1条に規定する職員であつた者の給与に関する事項は、印刷局の成立の日において第1条に規定する職員の給与に関する事項に相当するものとみなす。この場合において、旧規程の給与に関する事項は、印刷局の成立の時ににおいて印刷局が承継する。
- 3 病院及び健康管理センターの部長の職務経験を有する診療所長の調整加給については、別表第6にかかわらず、理事長の承認を得て、58,000円（育児短時間勤務職員にあっては、これに算出率を乗じて得た額）の調整加給を支給することができる。
- 4 平成15年6月に支給する期末手当に関するこの規則の適用については、第37条第2項及び第46条第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、別表第11期末手当支給割合表中

「

6か月
5か月以上6か月未満
3か月以上5か月未満
3か月未満

とあるのは

」

「

3か月
2か月15日以上3か月未満
1か月15日以上2か月15日未満
1か月15日未満

とする。

」

附 則（平成15年7月7日一部改正）

この規則は、平成15年7月7日から施行する。

附 則（平成15年8月26日一部改正）

（施行日）

- 1 この規則は、平成15年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（号俸職員の俸給の切替え）
- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による俸給表（以下「新俸給表」という。）における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。
（俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）
- 3 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、

その者が改正前の規則により受ける俸給月額に、その者に適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を加算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

（厚生業務職員の基本給月額の切替え）

- 4 厚生業務職員基本給表の適用を受ける職員の基本給月額の切替えについては、附則第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「基本給月額」と読み替えるものとする。

（年齢別基準等による調整措置）

- 5 年齢、勤続年数等による俸給の調整については、別に定めるところにより行うことができる。

（切替えに伴う調整措置）

- 6 適用日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

（実施細目）

- 7 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が別に定める。

附 則（平成16年2月20日一部改正）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日一部改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月26日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月3日一部改正）

（施行日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給の切替え）

- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則による俸給表の号俸及び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規程」という。）による俸給表の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

（この規則の施行に伴う調整措置）

- 3 施行日前において実施した初任給の決定、昇任、昇格、職群を異にする異動等について、改正後の規程に基づき実施した場合と比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、前項による切替え後の号俸及び俸給月額に必要な調整を行うことができる。

（暫定調整額）

- 4 前2項を適用後に受けるべき俸給月額が、施行日の前日において受けるべき俸給月額を下回る場合には、当分の間、当該差額の範囲内で、暫定調整額を支給する。
- 5 暫定調整額は、第11条から第15条までの規定を除き、俸給月額の一部として取り

扱うものとする。

(施行日の昇任又は昇格)

- 6 施行日に昇任又は昇格させる場合において、第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは、「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第7号）附則第2項及び第3項の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

(厚生業務職員の基本給月額の切替え)

- 7 厚生業務職員基本給表の適用を受ける職員の基本給月額の切替えについては、附則第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「俸給月額」とあるのは「基本給月額」と、「昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等」とあるのは「定期昇給、特別昇給等」と読み替えるものとする。

(調整手当の経過措置)

- 8 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給については、なお従前の例による。

(補則)

- 9 この規則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年7月21日一部改正）

この規則中第1条は平成17年7月31日から、第2条は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月10日一部改正）

この規則は、平成18年1月16日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

(施行日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(俸給の切替え)

- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による俸給表（以下「旧俸給表」という。）の号俸及び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による俸給表（以下「新俸給表」という。）の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

(号俸職員の俸給の切替え)

- 3 施行日において、旧俸給表に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の新俸給表における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。

(俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等)

- 4 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により受ける俸給月額に、その者が適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を減算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同

額がないときは、その直近上位の額)の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

(切替えに伴う調整措置)

- 5 施行日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

(施行日の昇任又は昇格)

- 6 施行日に昇任又は昇格させる場合において、第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは、「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則(平成18年規則第6号)附則第2項から第5項までの規定の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

(地域手当に係る経過措置)

- 7 平成22年3月31日までの間における独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則(平成19年規則第12号)による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(次項から第10項までにおいて「改正後の規則」という。)第25条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号及び同項中「100分の9」とあるのは「100分の9を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
- 8 改正後の規則第25条第1項第2号に定める地域に在勤する職員に係る地域手当の支給割合は、この項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、平成22年3月31日までの間、同条第2項に規定する地域手当の支給割合に、100分の1.5を超えない範囲内で別に定める割合を加えて得た割合とする。
- 9 改正後の規則第25条第1項第3号から第6号までに定める地域に在勤する職員に係る地域手当の支給割合は、この項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、平成22年3月31日までの間、同条第2項に規定する地域手当の支給割合に、100分の1を超えない範囲内で別に定める割合を加えて得た割合とする。
- 10 改正後の規則第25条第1項第2号から第6号までに定める地域に在勤する職員が、地域手当の支給割合(同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。)が異なる地域に異動した場合(当該異動の前日に在勤していた地域と同一の地域手当の支給割合の地域に引き続き6か月を超えて在勤している場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が、前2項に定める支給割合に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が同条第1項に定める地域に該当しないこととなるときは、平成22年3月31日までの間、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に在勤していた地域に在勤するものとした場合に前2項の規定により支給されることとなる地域手当を支給する。
- 11 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給に関する改正後の規則第25条

第3項の適用については、同項中「前項各号に掲げる割合」とあるのは「前項各号に掲げる割合（独立行政法人国立印刷局職員給与規則等の一部を改正する規則（平成18年規則第6号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第7項、第9項及び第10項の規定の適用を受ける場合は、同項適用後の割合）」と、「6か月を超えて在勤している場合」とあるのは「6か月を超えて在勤している場合（独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第7号）附則第8項の適用を受ける者を除く。）」と、「当該異動の日から3年を経過するまでの間」とあるのは「平成18年改正規則の施行日から当該異動の日の3年後の前日までの間」とする。

- 12 前5項に規定するもののほか、地域手当に関し必要な経過措置は、別に定める。
- 13 施行日の前日において、現に改正前の規則別表第6の電気主任技術者の項に規定する調整加給の支給を受けている者については、当分の間、改正前の規則別表第6の電気主任技術者の項に規定する調整加給（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあつては、その額に独立行政法人国立印刷局職員給与規則第9条第3項に規定する算出率を乗じて得た額）を支給する。

（実施細目）

- 14 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

附 則（平成18年11月29日一部改正）

（施行日）

- 1 この規則は、平成19年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（俸給の切替え）
- 2 施行日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前の規則」という。）による等級、俸給表の号俸及び俸給月額から改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による等級、俸給表の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、特別昇給等の実施前に行う。
- 3 施行日において、改正前の規則により次の表の左欄に掲げる職群及び等級に格付けられ、同欄に掲げる俸給表の適用を受けていた職員（休職者等を含む。）は、次の表の右欄に掲げる改正後の規則の職群及び等級に格付けられ、同欄に掲げる俸給表の適用を受けるものとする。

改正前の規則			改正後の規則		
職群	等級	俸給表	職群	等級	俸給表
指定	特4	G1	指定	4	G
	4	G			
一般	2	B	一般	2	B
	3	A			
技能（一）	2	B	技能（一）	2	B
	3	A			
技能（二）	2	B	技能（二）	2	B
	3	A			

研究	特 2	G 1	研究	2	G
	2	G			
研究	6	B	研究	6	B
	7	A			

- 4 施行日において、改正前の規則による俸給表（以下「旧俸給表」という。）に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の改正後の規則による俸給表（以下「新俸給表」という。）における号俸は、改正前の規則により施行日の前日にその者が受ける号俸の俸給月額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額の号俸とする。

（俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）

- 5 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により施行日の前日に受ける俸給月額と同額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額（同額がないときは、その直近上位の額）の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

（この規則の施行に伴う調整措置）

- 6 施行日前において実施した初任給の決定、昇任、昇格、職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施した場合と比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、附則第4項による切替え後の号俸及び俸給月額に必要な調整を行うことができる。

（補則）

- 7 この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

附 則（平成18年11月30日一部改正）

この規則は、平成18年12月11日から施行する。

附 則（平成19年3月29日一部改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日一部改正）

この規則は、平成19年7月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月27日一部改正）

この規則は、平成19年12月27日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月2日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成20年9月2日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「給与規則」という。）及び第3条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則の規定は平成20年4月1日（以下「切替日」という。）から、第2条の規定による改正後の給与規則及び第4条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則の規定は平成20年4月2日から適用する。

（非常勤職員の手当額の改定）

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の給与規

則第6条第2号に定める非常勤職員の手当額を改定することができる。

(俸給の切替えに伴う調整措置)

第3条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。

(実施細目)

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

(給与の内払)

第5条 切替日以後に改正前の給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の給与規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成20年12月10日一部改正)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(施行に伴う調整措置)

第2条 施行日前において実施した昇格又は昇任等について、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

附 則 (平成21年11月30日一部改正)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(特別な場合の地域手当の設定)

第2条 この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則第25条の規定にかかわらず、同条第1項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員について、同条第1項及び第2項が適用される職員との均衡上、地域手当を支給することが必要と認められる場合には、理事長はその地域及び地域手当の支給額を別に定めることができる。

附 則 (平成22年11月29日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第9条第1項を改める規定及び別表第3を改める規定は、平成23年4月1日から施行する。

(俸給月額の特例)

第2条 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間、俸給表J、俸給表K及び俸給表Lの適用を受ける職員（再任用職員を除く。以下「特定職員」という。）の俸給月額は、この規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則別表第3にかかわらず、同表に規定されている俸給月額から次の表の俸給表及び号俸の区分に応じて掲げる額を減じて得た額とする。

俸給表	号 俸	金 額
J	1号俸	300円
	2号俸	400円
	3号俸から6号俸まで	500円
	7号俸から10号俸まで	600円
	11号俸から54号俸まで	700円
	55号俸から77号俸まで	800円
K	1号俸から30号俸まで	700円
	31号俸から69号俸まで	800円
L	1号俸から37号俸まで	900円

附 則（平成23年3月29日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日一部改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月21日一部改正）

（施行日）

第1条 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（施行に伴う調整措置）

第2条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て所要の是正を行うことができる。

附 則（平成25年3月19日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行日）

第1条 この規則は、平成25年6月30日から施行する。

（実施細目）

第2条 この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

附 則（平成26年2月18日一部改正）

この規則は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月2日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成26年9月2日から施行し、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）の別表第3の規定は平成26年4月1日（以下「切替日」という。）から適用し、別表第4の規定は平成26年4月2日から適用する。

（俸給の切替え）

第2条 切替日において、改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正前

の規則」という。)による俸給表(以下「旧俸給表」という。)に定める号俸を受ける職員(休職者等を含む。)の改正後の規則による俸給表(以下「新俸給表」という。)における号俸は、改正前の規則により切替日にその者が受ける号俸と同じ号数の号俸とする。ただし、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の新俸給表における号俸は、当該各号に定めるところによる。

一 俸給表F 改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸の号数から4号減じた号数の号俸

二 俸給表G、I及びJ 改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸の号数から8号減じた号数の号俸

2 切替日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、切替日にその者が受ける俸給月額に、その者に適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額と前項の規定に基づく当該号俸に対応する新俸給表の号俸の俸給月額の差額を加算した額とする。ただし、その額が新俸給表の最高号俸の額以下であるときは、その額と同額(同額がないときは、その直近上位の額)の俸給月額及びその俸給月額に対応する号俸とする。

(俸給の切替えに伴う調整措置)

第3条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。

(非常勤職員の手当額の改定)

第4条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の給与規則第6条に定める非常勤職員の手当額を改定することができる。

(実施細目)

第5条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局人事労務部長が定める。

(給与の内払)

第6条 切替日以後に改正前の規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則(平成26年11月25日一部改正)

この規則は、平成26年11月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月17日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(俸給の切替え)

第2条 施行日において、この規則による改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正前の規則」という。)による俸給表(以下「旧俸給表」という。)の号俸及び俸給月額からこの規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)による俸給表(以下「新俸給表」という。)の号俸及び俸給月額への切替えは、施行日における昇任、昇格、定期昇給、特別昇給等の実施前に行う。

(号俸職員の俸給の切替え)

第3条 施行日において、旧俸給表に定める号俸を受ける職員（休職者等を含む。）の新俸給表における号俸は、改正前の規則により施行日にその者が受ける号俸と同じ号俸とする。

（俸給の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替え等）

第4条 施行日において、旧俸給表の最高号俸の額を超える俸給月額を受ける職員の切替えは、その者が改正前の規則により施行日の前日に受ける俸給月額にその者が適用される旧俸給表の最高号俸の俸給月額とその最高号俸に対応する新俸給表の俸給月額との差額を減算した額とする。

（この規則の施行に伴う調整措置）

第5条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て必要の是正を行うことができる。

（暫定調整額）

第6条 附則第2条から第5条までの規定の適用後に受けるべき俸給月額が、施行日の前日において受けるべき俸給月額を下回る場合には、平成30年3月31日までの間、当該差額の範囲内で、暫定調整額を支給する。

第7条 暫定調整額は、改正後の規則第11条から第15条までの規定を除き、俸給月額の一部として取り扱うものとする。

（施行日の昇任又は昇格）

第8条 施行日に昇任又は昇格させる場合において、改正後の規則第11条第3項第1号中「昇格した日の前日に受けていた」及び同条第4項中「その前日に受けていた」とあるのは「施行日において独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第2号）附則第2条から第5条までの規定の適用後に受けることとなる」と読み替えるものとする。

（地域手当に係る経過措置）

第9条 平成30年3月31日までの間における改正後の規則第25条第2項各号及び第4項の規定の適用については、第2項第1号及び第4項中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲で別に定める割合」と、同条第2項第2号中「100分の9」とあるのは「100分の9を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第3号中「100分の6」とあるのは「100分の6を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第4号中「100分の3.6」とあるのは「100分の3.6を超えない範囲で別に定める割合」とする。

第10条 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第3項の規定の適用を受けている職員には、同項の規定にかかわらず、当該適用に係る異動の日から3年を経過するまでの間、俸給月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る前条に規定する割合に当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 100分の100

二 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 100分の80

第11条 この規則の施行の際現に改正前の規則第25条第1項第2号から第6号までに

掲げる地域に在勤し、平成24年4月2日から平成27年3月31日までの間に異なる同項各号に掲げる地域から異動した職員については、前2条の規定を準用する。

第12条 前3条に規定するもののほか、地域手当に関し必要な経過措置は、別に定める。
(広域異動手当に係る経過措置)

第13条 職員が平成24年4月2日から平成27年3月31日までの間にその在勤する機関を異にして異動した場合には、改正後の規則第25条の2の規定を適用し、広域異動手当を支給する。この場合において、改正後の規則第25条の2第1項中「当該異動等の日から3年を経過する日」とあるのは「独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第2号）の施行日から当該異動の日の3年後の前日までの間」と読み替えるものとする。

第14条 削除
(実施細目)

第15条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。
附 則（平成27年9月2日一部改正）
(施行期日等)

第1条 この規則は、平成27年9月2日から施行し、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）の別表第3の規定は平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から適用し、別表第4の規定は平成27年4月2日から適用する。
(俸給の切替えに伴う調整措置)

第2条 切替日前において実施した初任給の決定、昇格、昇給又は職群を異にする異動等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を受けて所要の是正を行うことができる。
(非常勤職員の給与額の改定)

第3条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の規則第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。
(実施細目)

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。
(給与の内払)

第5条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。
附 則（平成28年3月23日一部改正）
(施行日)

第1条 この規則は平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中独立行政法人国立印刷局職員給与規則第30条の改正規定（同条第4項に係る部分を除く。）及び別表第6の改正規定は、同年3月27日から施行する。
(昇格加算号数に係る経過措置)

第2条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）による昇格加算号数表(イ)及

び(ロ)で定める加算号数の欄の号数は、表の加算号数の欄で定める号数を超えない範囲で別に定める。

(この規則の施行に伴う調整措置)

第3条 施行日前において実施した昇格、昇任等について、改正後の規則に基づき実施したものと比較して著しく均衡を失すると認められる場合には、理事長の承認を得て必要の是正を行うことができる。

(実施細目)

第4条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

附 則 (平成28年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成28年8月30日から施行し、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年9月29日一部改正)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(扶養手当の経過措置)

第2条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第1項ただし書の規定は、適用しない。

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)にあっては2,500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7,700円」とあるのは、「10,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。)及び俸給表L職員にあっては9,000円)、同項第2号の扶養親族のうち二人までについては一人につき5,200円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち一人については9,000円)、その他の扶養親族については一人につき3,500円」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5,000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給

表K職員」という。) にあっては2, 500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7, 700円」とあるのは、「8, 500円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。) にあっては7, 000円、俸給表L職員にあっては6, 000円)、同項第2号の扶養親族のうち二人までについては一人につき5, 900円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち一人については8, 500円)、その他の扶養親族については一人につき5, 500円」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規則第23条第3項の適用については、「5, 000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。) にあっては2, 500円)、同項第2号の扶養親族については一人につき7, 700円」とあるのは、「7, 000円(俸給表Kの適用を受ける職員(以下「俸給表K職員」という。) にあっては4, 500円、俸給表L職員にあっては3, 000円)、同項第2号の扶養親族については一人につき6, 700円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち一人については8, 000円)」とする。

第3条 平成32年3月31日までの間における改正後の給与規則第24条の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年8月30日から施行し、平成29年4月1日(以下「切替日」という。) から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。) 第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則(平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月29日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成30年8月29日から施行し、平成30年4月1日(以下「切替日」という。) から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。) 第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (平成31年3月20日一部改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月28日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和元年8月28日から施行し、平成31年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年11月28日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和元年11月28日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

(期末手当及び奨励手当の経過措置)

第2条 施行日前に旧公務員法第38条第1号に該当して同法第76条の規定により失職した職員に係る期末手当及び奨励手当の支給については、改正後の給与規則第37条第1項及び第3項、第38条第2号並びに第40条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月17日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第26条の規定にかかわらず、施行日の前日において改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正前の規則」という。)第26条の規定により、住居手当の支給を受ける職員(令和2年3月2日から同月31日までの間に新たに改正前の規則第26条の適用となった職員を除く。)のうち、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っ

ているものに対しては、施行日から令和4年3月31日までの間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額の住居手当を支給する。

一 施行日から令和3年3月31日までの間 改正前の規則第26条の規定による住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）

二 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間 改正後の規則第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額が旧手当額から減額となる職員については、旧手当額から減額となる額の2分の1の額を控除した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（家賃の月額に変更があった場合の旧手当額）

第3条 前条に定める旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の規則第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

一 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた前条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合 旧家賃月額

二 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

附 則（令和3年3月18日一部改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月31日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和4年8月31日から施行し、令和4年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（非常勤職員の給与額の改定）

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

（初任給調整手当）

第3条 当分の間、改正後の規則第21条に規定する初任給調整手当は、同条に定める職員のほか、社会一般の情勢及び採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる職員に対し支給する。

（実施細目）

第4条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

（給与の内払）

第5条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年3月28日一部改正）

（施行日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(60歳に達した職員の俸給月額)

第2条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下附則第4条において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、この規則による改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「給与規則」という。)第5条第1項、第10条第1項及び第13条第1項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに同規則第10条第2項、第3項、第13条第2項、第14条及び第15条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- 二 国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「公務員法」という。)第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間(同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- 三 国立印刷局職員の定年に関する規則(平成15年規則第50号)第2条に規定する職員
- 四 公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

第4条 公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

第5条 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第2条の規定の適用を受ける職員に限り、前条に規定する職員を除く。)であつて、同条の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前条の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第6条 前2条の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との

合計額が当該職員の属する等級における最高号俸の俸給月額を超える場合における前2条の規定の適用については、附則第4条中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「最高号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

第7条 附則第4条又は附則第5条の規定による俸給を支給される職員以外の附則第2条の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、附則第4条又は附則第5条の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

(管理監督職務上限年齢調整額を支給される職員の俸給月額)

第8条 附則第4条、附則第5条又は前条の規定による俸給を支給される職員に対する給与規則第37条第4項(同規則第40条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第37条第4項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第4条、附則第5条又は附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(適用除外)

第9条 附則第2条から前条までの規定は、国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(60歳に達した職員の調整加給)

第10条 当分の間、附則第2条の適用を受ける職員に対する調整加給は、給与規則別表第6に規定する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

(暫定再任用職員)

第11条 令和3年改正法附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次条に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)の俸給月額は、俸給表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額とする。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規則第5条及び第47条の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員)

第12条 令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規則第5条、第6条、第9条第2項、第19条第3項、第27条第2項、第30条第4項、第43条第3項及び第47条の規定を適用する。

(育児短時間勤務職員)

第13条 附則第2条の規定の適用を受ける職員のうち、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、附則第2条の規定により算出される額に、給与規則第9条第3項に規定する算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 育児短時間勤務職員に対する附則第10条の規定の適用については、同条に規定する額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた額とする。

(実施細目)

第14条 この規則を実施するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

附 則 (令和5年8月30日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和5年8月30日から施行し、令和5年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (令和6年3月11日一部改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月28日一部改正)

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和6年8月28日から施行し、令和6年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(非常勤職員の給与額の改定)

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

(実施細目)

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

(給与の内払)

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

附 則 (令和7年3月3日一部改正)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日一部改正)

(施行日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に係る経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の規則第23条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第5号に係る扶養手当は、俸給表K及びLの適用を受ける職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「四 重度心身障害者」とあるのは「／四 重度心身障害者／五 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」と、同条第3項中「10,000円」とあるのは「8,800円、同項第5号の扶養親族については、2,500円」とする。

（地域手当に係る経過措置）

第3条 令和9年3月31日までの間における改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第25条第2項各号の規定の適用については、同条第2項第3号中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第4号中「100分の5」とあるのは「100分の5を超えない範囲で別に定める割合」と、同項第5号中「100分の3」とあるのは「100分の3.6を超えない範囲で別に定める割合」とする。

2 令和7年4月1日の前日までに独立行政法人国立印刷局職員給与規則の一部を改正する規則（令和7年規則第16号。以下「令和7年改正規則」という。）による改正前の規則第25条第3項に規定する異動のあった職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、改正後の規則第25条第3項本文中「地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合又は令和7年改正規則附則第3条第1項による読替え後の前項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）」と、「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規則附則第3条第1項」と、「3年」とあるのは「2年」と、同項第1号中「前項の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の日以後に前項各号に掲げる割合の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）」とあるのは「前項の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に令和7年改正規則附則第3条第1項による読替え後の前項各号に掲げる割合により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）」と、同項中「／二 当該異動の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前号に掲げる支給割合に100分の80を乗じた割合／三 当該異動の日から同日以後3年を経過するまでの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 第1号に掲げる支給割合に100分の60を乗じた割合」とあるのは「／二 当該異動の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前号に掲げる支給割合に100分の80を乗じた割合」として、同項の規定を適用する。

3 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に改正後の規則第25条第3項に規定する異動のあった職員については、同項中「在勤する地域に係る地域手当の支給割合」とあるのは「在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合又は令和7年改正規則附則第3条第1項による読替え後の前項各号に掲げる割合をいう。）」と、「在勤していた地域に係る地域手当の支給割合」とあるのは「在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合又は令和7年改正規則附則第3条第1項による読替え後の前項各号に掲げる割合をいう。）」と、「前2項」とあるのは「前2項又は令和7年改正規則附則第3条第1項」として、同項の規定を適用する。

4 令和9年3月31日までの間における改正後の規則第25条の2の規定の適用については、第3項中「第25条」とあるのは「第25条又は令和7年改正規則附則第3条第1項」とする。

（単身赴任手当に係る経過措置）

第4条 改正後給与規則第28条第3項の規定は、令和7年4月1日前に新たに採用され職員となった者にも適用する。

附 則 （令和7年9月1日一部改正）

（施行期日等）

第1条 この規則は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（非常勤職員の給与額の改定）

第2条 任命権者は、この規則による常勤職員の給与の改定を考慮して、改正後の独立行政法人国立印刷局職員給与規則（以下「改正後の規則」という。）第6条に定める非常勤職員の給与額を改定することができる。

（実施細目）

第3条 俸給の切替えその他この規則を施行するために必要な細目的事項は、本局総務部長が定める。

（給与の内払）

第4条 切替日以後に改正前の独立行政法人国立印刷局職員給与規則に基づき支払われた給与は、改正後の規則による給与の内払とみなす。

別表第1

職 群 分 類 基 準 表

職 群 名	適 用 職 務
指 定 職 群	独立行政法人国立印刷局職制規則（平成15年規則第3号）第1条の2から第27条まで、第33条から第40条まで、第50条から第52条まで、第54条、第55条、第57条及び第58条に規定する官職。ただし、他の職群に属する職務を除く。
一 般 職 群	1 事務及び管理的業務を行う職務 2 警備業務を行う職務
技 術 職 群	1 製造に関する技術的業務を行う職務 2 自動車の運転業務を行う職務
工 芸 職 群	図案作成及び原版彫刻等の工芸的業務を行う職務
研 究 職 群	研究所において、理学、工学に関する専門的科学的知識と創意等をもって試験研究及び調査研究の業務並びに研究の補助業務を行う職務
医 療 職 群	診療業務及び健康管理業務を行う医師の職務
看 護 職 群	保健指導又は看護等の業務を行う保健師、看護師及び准看護師の職務

別表第2

等級別標準職務表

職	群	等 級	職 務
指 定 職 群		特別等級	1 本局の特定の部長 2 本局に置かれる特定の参事 3 特定の業務運営機関の長 4 特定の研究所副所長
		1 等 級	1 本局の室長 2 本局の部長 3 首席監察官 4 本局の部の次長 5 参事 6 本局の課長 7 センター長 8 プロジェクトリーダー 9 業務運営機関の長 10 副工場長 11 研究所副所長 12 業務運営機関の総務部長 13 特定の監察官 14 特定の企画官 15 本局の特定の総括官 16 特定の広報官 17 特定の博物館長 18 本局（研修センターを除く。）の特定のグループリーダー 19 特定の副センター長 20 特定の総務室長 21 業務運営機関の特定の部長（総務部長を除く。） 22 業務運営機関の特定の部の次長 23 特定の統括専門官 24 特定の教官 25 特定の主管
		2 等 級	1 プロジェクトリーダー（Ⅱ） 2 監察官 3 企画官 4 本局の総括官 5 広報官

	6 博物館長 7 本局（研修センターを除く。）のグループリーダー 8 副センター長 9 総務室長 10 業務運営機関の部長（総務部長を除く。） 11 業務運営機関の部の次長 12 統括専門官 13 教官 14 主管 15 特定の副監察官 16 特定の主任専門官 17 特定のみつまた調達所長 18 研修センターの特定のグループリーダー 19 業務運営機関の特定のグループリーダー 20 業務運営機関の特定の課長 21 業務運営機関の特定の総括官 22 特定の国会分工場長 23 特定の編集分室長 24 特定の調査官
3 等 級	1 プロジェクトリーダー（Ⅲ） 2 監察官（Ⅱ） 3 企画官（Ⅱ） 4 本局の総括官（Ⅱ） 5 広報官（Ⅱ） 6 博物館長（Ⅱ） 7 本局（研修センターを除く。）のグループリーダー（Ⅱ） 8 副センター長（Ⅱ） 9 教官（Ⅱ） 10 副監察官 11 主任専門官 12 みつまた調達所長 13 研修センターのグループリーダー 14 業務運営機関のグループリーダー 15 業務運営機関の課長 16 業務運営機関の総括官 17 国会分工場長 18 編集分室長 19 警備官 20 調査官 21 特定の専門官

		2 2 特定の係長 2 3 特定の警備専門官 2 4 困難な業務を処理する官職
	4 等 級	1 副教官 2 専門官 3 係長 4 警備専門官 5 調査主事 6 校正官 7 車庫主事 8 特定の副係長 9 特定の設備副専門官 1 0 特定の警備副専門官 1 1 特定の副調査主事 1 2 特定の副校正官 1 3 特定の車庫長
	5 等 級	1 副教官（Ⅱ） 2 副係長 3 設備副専門官 4 警備副専門官 5 副調査主事 6 副校正官 7 車庫長
一 般 職 群	特別等級	1 特定の主査 2 特定の警備主任 3 特定の調査主事補
	特 1 等 級	1 主査 2 警備主任 3 調査主事補 4 1 等級に掲げる職務のうち特に高度の知識又は特に長期にわたる経験を必要とする業務
	1 等 級	1 専門的知識又は長期の経験を必要とする事務及び管理的業務 2 相当の知識と長期の経験とを必要とする警備員
	2 等 級	1 定型的事務及び管理的業務 2 警備員
技 術 職 群	特別等級	1 特定の作業長 2 特定の設計主任 3 特定の保全主任

		4 特定の調査主事補 5 特定の校正官補 6 特定の主任運転手
	特 1 等 級	1 作業長 2 設計主任 3 保全主任 4 調査主事補 5 校正官補 6 主任運転手 7 1 等級に掲げる職務のうち特に高度の知識あるいは技術又は特に長期にわたる経験を必要とする業務
	1 等 級	1 製造に関する専門的知識又は高度の技術と経験とを必要とする技術的業務 2 高度の技術と経験とを必要とする自動車運転手
	2 等 級	1 製造に関する定型的又は技術的業務 2 自動車運転手及び自動車運転助手
	工 芸 職 群	特別等級 特定の特別工芸官
	特 1 等 級	1 特別工芸官 2 特定の上席工芸官
	1 等 級	1 上席工芸官 2 特定の工芸官
	2 等 級	1 工芸官 2 特定の工芸官補
	3 等 級	1 工芸官補 2 相当の工芸的知識と技能とを必要とする業務
	4 等 級	1 工芸的知識と技能とを必要とする定型的な業務 2 工芸に関する知識及び技能の研修生
	研 究 職 群	特別等級 首席研究員
	特 1 等 級	1 上席研究員 2 統括研究員
	1 等 級	1 統括研究員（Ⅱ） 2 主任研究員
	2 等 級	1 副主任研究員 2 特定の研究員
	3 等 級	1 研究員 2 特定の研究員Ⅱ
	4 等 級	研究員Ⅱ
	5 等 級	専門的知識を必要とする試験及び研究の業務並びに長期の経験を必要とする研究の補助業務

	6 等 級	専門的・基礎的知識を必要とする試験及び研究の業務並びに試験及び研究の補助業務
医 療 職 群	1 等 級	特定の診療所長
	2 等 級	1 診療所長 2 医長 3 相当の知識経験を必要とする医師
	3 等 級	医師
看 護 職 群	1 等 級	1 看護主事 2 特定の主任保健師 3 特定の主任看護師
	2 等 級	1 主任保健師 2 主任看護師 3 相当の知識と経験とを必要とする業務を行う保健師及び看護師 4 相当の知識と経験とを必要とする業務を行う准看護師
	3 等 級	1 保健師及び看護師 2 准看護師

別表第3

俸 給 表

その1 俸給表Bから俸給表Lまで

区分	号俸	俸給表B	俸給表C	俸給表D	俸給表E	俸給表F	俸給表G	俸給表H	俸給表I	俸給表J	俸給表K	俸給表L
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	202,800	202,800	248,800	244,100	272,300	291,100	276,200	370,700	442,900	479,200	545,600
	2	204,000	204,000	249,900	245,400	273,500	293,000	278,100	372,800	444,900	480,900	547,400
	3	205,200	205,200	251,000	246,700	274,700	294,900	280,000	374,900	446,800	482,600	549,200
	4	206,400	206,400	251,800	247,800	276,000	296,800	281,900	377,000	448,700	484,200	551,000
	5	207,600	207,600	252,600	248,900	277,300	298,700	283,800	379,100	450,600	485,800	552,600
	6	208,800	208,800	253,400	250,000	278,600	300,600	285,700	381,200	452,400	487,400	554,300
	7	210,000	210,000	254,200	251,100	280,000	302,500	287,600	383,300	454,100	489,000	556,000
	8	211,200	211,200	255,000	252,200	281,400	304,400	289,500	385,400	455,800	490,500	557,600
	9	212,400	212,400	255,800	253,300	282,800	306,300	291,400	387,400	457,400	492,000	559,100
	10	213,700	213,700	256,600	254,400	284,300	308,200	293,300	389,400	459,000	493,500	560,700
	11	215,000	215,000	257,400	255,600	285,800	310,100	295,200	391,400	460,600	494,900	562,300
	12	216,400	216,400	258,200	256,800	287,300	312,100	297,100	393,400	462,200	496,300	563,900
	13	217,800	217,800	259,100	258,000	288,900	314,000	299,000	395,400	463,700	497,700	565,300
	14	219,100	219,100	259,900	259,200	290,500	316,000	300,900	397,400	465,200	499,100	566,800
	15	220,600	220,600	260,700	260,500	292,100	317,900	302,800	399,400	466,700	500,400	568,300
	16	222,100	222,100	261,500	261,800	293,800	319,900	304,700	401,300	468,200	501,700	569,800
	17	223,600	223,600	262,400	263,000	295,500	321,800	306,600	403,200	469,700	503,000	571,100
	18	225,200	225,200	263,200	264,300	297,200	323,800	308,500	405,100	471,100	504,300	572,500
	19	226,800	226,800	264,100	265,600	298,900	325,700	310,400	407,000	472,500	505,500	573,900
	20	228,500	228,500	265,000	266,900	300,700	327,700	312,300	408,800	473,900	506,700	575,300
	21	230,100	230,100	265,900	268,200	302,500	329,600	314,200	410,600	475,200	507,900	576,500
	22	231,700	231,700	266,800	269,500	304,300	331,600	316,100	412,400	476,500	509,100	577,800
	23	232,900	232,900	267,700	270,900	306,100	333,500	318,000	414,200	477,800	510,200	579,100
	24	234,100	234,100	268,700	272,200	307,900	335,500	319,900	416,000	479,000	511,300	580,400
	25	235,300	235,300	269,700	273,500	309,700	337,400	321,800	417,800	480,200	512,500	581,600
	26	236,600	236,600	270,700	274,800	311,500	339,400	323,700	419,600	481,400	513,600	582,800
	27	237,800	237,800	271,700	276,200	313,200	341,400	325,700	421,300	482,600	514,700	584,000
	28	239,000	239,000	272,800	277,600	314,900	343,400	327,600	423,000	483,700	515,800	585,200
	29	240,100	240,100	273,800	278,900	316,600	345,400	329,600	424,700	484,800	516,900	586,300
	30	241,300	241,300	274,900	280,200	318,300	347,400	331,500	426,400	485,900	517,900	587,300
	31	242,500	242,500	275,900	281,600	319,900	349,400	333,500	428,100	487,000	518,900	588,300
	32	243,800	243,800	277,000	283,000	321,500	351,400	335,400	429,700	488,000	519,900	589,300
	33	245,100	245,100	278,000	284,300	323,100	353,400	337,400	431,300	489,000	520,900	590,200
	34	246,400	246,400	279,100	285,600	324,700	355,400	339,300	432,900	489,900	521,900	591,100
	35	247,600	247,600	280,100	287,000	326,200	357,400	341,200	434,500	490,800	522,900	592,000
	36	248,800	248,800	281,200	288,400	327,700	359,400	343,200	436,000	491,700	523,900	592,900
	37	249,900	249,900	282,200	289,700	329,200	361,400	345,100	437,500	492,500	524,900	593,800
	38	251,000	251,000	283,400	291,100	330,700	363,400	347,100	439,000	493,300	525,900	
	39	251,800	251,800	284,500	292,600	332,100	365,400	349,000	440,500	494,200	526,900	
	40	252,600	252,600	285,600	294,100	333,500	367,300	351,000	442,000	495,000	527,900	
	41	253,400	253,400	286,700	295,500	334,900	369,300	352,900	443,400	495,800	528,800	
	42	254,200	254,200	287,900	296,900	336,300	371,200	354,900	444,800	496,600	529,700	
	43	255,000	255,000	289,100	298,300	337,600	373,100	356,800	446,200	497,400	530,600	
	44	255,800	255,800	290,400	299,800	338,900	375,000	358,800	447,500	498,100	531,500	
	45	256,600	256,600	291,900	301,300	340,200	376,900	360,700	448,700	498,800	532,400	
	46	257,400	257,400	293,400	302,800	341,500	378,800	362,700	450,000	499,500	533,200	
	47	258,200	258,200	295,000	304,300	342,900	380,700	364,600	451,200	500,100	534,000	
	48	259,100	259,100	296,600	305,800	344,300	382,600	366,600	452,300	500,700	534,800	
	49	259,900	259,900	298,200	307,300	345,700	384,500	368,500	453,400	501,300	535,600	
	50	260,700	260,700	299,800	308,800	347,100	386,400	370,500	454,400	501,800	536,400	
	51	261,500	261,500	301,400	310,300	348,500	388,300	372,400	455,400	502,300	537,200	
	52	262,400	262,400	303,000	311,800	349,900	390,200	374,300	456,300	502,800	537,900	
	53	263,200	263,200	304,600	313,300	351,300	392,100	376,200	457,200	503,200	538,600	
	54	264,100	264,100	306,100	314,700	352,700	393,900	378,100	458,000	503,600	539,300	
	55	265,000	265,000	307,700	316,200	354,100	395,700	380,000	458,800	504,000	540,000	
	56	265,900	265,900	309,300	317,700	355,500	397,500	381,800	459,600	504,400	540,600	
	57	266,800	266,800	310,900	319,200	356,900	399,300	383,600	460,400	504,800	541,200	
	58	267,700	267,700	312,500	320,700	358,300	401,100	385,400	461,200	505,200	541,800	
	59	268,700	268,700	314,100	322,100	359,700	402,900	387,200	462,000	505,600	542,400	
	60	269,700	269,700	315,700	323,500	361,000	404,600	388,900	462,800	506,000	542,900	
	61	270,700	270,700	317,300	324,900	362,300	406,300	390,600	463,600	506,400	543,400	
	62	271,700	271,700	318,900	326,300	363,600	407,700	392,300	464,400	506,800	543,900	
	63	272,800	272,800	320,500	327,600	364,800	409,100	394,000	465,200	507,200	544,400	
	64	273,800	273,800	322,100	328,900	365,900	410,400	395,600	466,000	507,600	544,900	
	65	274,900	274,900	323,600	330,100	366,900	411,400	397,200	466,800	508,000	545,400	
	66	275,900	275,900	325,200	331,400	367,900	412,400	398,800	467,600	508,400	545,900	
	67	277,000	277,000	326,800	332,600	368,900	413,400	400,400	468,400	508,800	546,400	
	68	278,000	278,000	328,300	333,800	369,900	414,400	401,900	469,200	509,200	546,900	
	69	279,100	279,100	329,800	335,000	370,800	415,300	403,400	470,000	509,600	547,400	
	70	280,100	280,100	331,200	336,200	371,800	416,200	404,900	470,800	510,000	547,900	
	71	281,200	281,200	332,600	337,300	372,800	417,100	406,400	471,600	510,400	548,400	
	72	282,200	282,200	333,900	338,400	373,800	418,000	407,800	472,400	510,800	548,900	

	73	283,400	283,400	335,200	339,500	374,700	418,900	409,200	473,200	511,200	549,400	
	74	284,500	284,500	336,500	340,600	375,600	419,800	410,600	474,000	511,600	549,900	
	75	285,600	285,600	337,800	341,600	376,500	420,700	412,000	474,800	511,900	550,400	
	76	286,700	286,700	338,900	342,500	377,400	421,600	413,300	475,600	512,200	550,900	
	77	287,700	287,900	340,100	343,500	378,300	422,500	414,600	476,400	512,500	551,400	
	78	288,700	289,100	341,300	344,500	379,200	423,400	415,900	477,200	512,800	551,900	
	79	289,700	290,300	342,500	345,400	380,100	424,300	417,200	478,000	513,100	552,300	
	80	290,700	291,500	343,600	346,400	381,000	425,200	418,400	478,800	513,400	552,700	
	81	291,700	292,800	344,700	347,400	381,900	426,100	419,600	479,600	513,700	553,100	
	82	292,600	294,000	345,800	348,400	382,800	427,000	420,800	480,300			
	83	293,600	295,300	346,900	349,300	383,600	427,900	422,000	481,000			
	84	294,600	296,600	347,900	350,300	384,500	428,800	423,100	481,700			
	85	295,500	297,900	348,900	351,300	385,400	429,700	424,200	482,400			
	86	296,400	299,100	349,900	352,300	386,300	430,600	425,300	483,000			
	87	297,300	300,300	350,900	353,200	387,100	431,500	426,400	483,600			
	88	298,100	301,500	351,800	354,100	388,100	432,400	427,400	484,200			
	89	298,900	302,700	352,800	355,100	389,000	433,300	428,400	484,700			
	90	299,700	303,800	353,700	356,000	390,100	434,200	429,400	485,200			
	91	300,400	304,900	354,600	356,900	391,100	435,100	430,400	485,700			
	92	301,100	306,000	355,500	357,800	392,200	436,000	431,300	486,200			
	93	301,800	307,100	356,500	358,800	393,200	436,900	432,200	486,600			
	94	302,500	308,100	357,400	359,700	394,200	437,800	433,100	487,000			
	95	303,200	309,100	358,300	360,600	395,200	438,700	434,000	487,400			
	96	303,900	310,100	359,200	361,500	396,200	439,600	434,900	487,800			
	97		311,000	360,100	362,400	397,200	440,500	435,700	488,200			
	98		311,900	361,000	363,300	398,200	441,400	436,500	488,600			
	99		312,800	361,900	364,200	399,200	442,300	437,300	489,000			
	100		313,600	362,800	365,100	400,200	443,200	438,200	489,400			
	101		314,400	363,700	366,000	401,200	444,100	439,000	489,800			
	102		315,200	364,600	366,900	402,200	445,000	439,800	490,200			
	103		315,900	365,500	367,800	403,200	445,900	440,600	490,600			
	104		316,600	366,400	368,700	404,200	446,800	441,400	491,000			
	105		317,300	367,300	369,600	405,200	447,700	442,200	491,400			
	106		318,000	368,200	370,500	406,200	448,500	443,000	491,800			
	107		318,700	369,100	371,400	407,200	449,300	443,800	492,200			
	108		319,400	370,000	372,300	408,100	450,100	444,600	492,600			
	109		320,100	370,900	373,200	409,000	450,900	445,400	493,000			
	110		320,700	371,800	374,100	410,000	451,700	446,200	493,400			
	111		321,400	372,700	375,000	411,000	452,500	447,000	493,800			
	112		322,100	373,600	375,900	411,900	453,300	447,800	494,200			
	113		322,800	374,500	376,800	412,900	454,100	448,600	494,600			
	114			375,400	377,700	413,900	454,900	449,400				
	115			376,300	378,600	414,900	455,700	450,200				
	116			377,200	379,500	415,700	456,500	451,000				
	117			378,100	380,400	416,600	457,300	451,800				
	118			378,900	381,300	417,500	458,100	452,600				
	119			379,800	382,200	418,400	458,900	453,400				
	120			380,700	383,100	419,200	459,700	454,100				
	121			381,600	384,000	420,100	460,400	454,800				
	122			382,400	384,800	420,900	461,100	455,500				
	123			383,200	385,600	421,700	461,800	456,200				
	124			384,100	386,400	422,400	462,500	456,900				
	125			385,000	387,200	423,200	463,200	457,600				
	126			385,800	388,000	424,000	463,900	458,300				
	127			386,600	388,700	424,700	464,600	459,000				
	128			387,400	389,400	425,300	465,300	459,700				
	129			388,200	390,100	426,000	466,000	460,400				
	130			388,900	390,800	426,700	466,700	461,100				
	131			389,600	391,500	427,300	467,300	461,800				
	132			390,300	392,200	427,900	467,900	462,500				
	133			391,000	392,900	428,500	468,500	463,200				
	134			391,700	393,600	429,100	469,100					
	135			392,400	394,300	429,700	469,700					
	136			393,100	395,000	430,300	470,300					
	137			393,800	395,700	430,900	470,900					
	138			394,500	396,400	431,500	471,500					
	139			395,200	397,100	432,100	472,100					
	140			395,900	397,800	432,700	472,700					
	141			396,600	398,500	433,300	473,300					
	142						473,900					
	143						474,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		200,000	209,400	218,800	228,200	228,200	277,200	277,200	299,400	別に定める	別に定める	別に定める

備 考

- 1 俸給表Bは、一般職群2等級、技術職群2等級及び研究職群6等級に格付される職員に適用する。
- 2 俸給表Cは、一般職群1等級、技術職群1等級、工芸職群4等級及び研究職群5等級に格付される職員に適用する。

- 3 俸給表Dは、一般職群特1等級、技術職群特1等級及び研究職群4等級に格付される職員に適用する。
 4 俸給表Eは、工芸職群3等級に格付けされる職員に適用する。
 5 俸給表Fは、指定職群5等級、一般職群特別等級、技術職群特別等級及び研究職群3等級に格付される職員に適用する。
 6 俸給表Gは、指定職群4等級及び研究職群2等級に格付けされる職員に適用する。
 7 俸給表Hは、工芸職群2等級に格付けされる職員に適用する。
 8 俸給表Iは、指定職群3等級、工芸職群1等級及び研究職群1等級に格付けされる職員に適用する。
 9 俸給表Jは、指定職群2等級、工芸職群特1等級及び研究職群特1等級に格付けされる職員に適用する。
 10 俸給表Kは、指定職群1等級、工芸職群特別等級及び研究職群特別等級に格付けされる職員に適用する。
 11 俸給表Lは、指定職群特別等級に格付けされる職員に適用する。

その2 その他の俸給表

区分	号俸	俸給表M	俸給表N	俸給表O	俸給表R	俸給表S	俸給表T
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	353,300	403,800	483,000	213,200	259,300	316,800
	2	354,900	405,700	485,200	214,600	260,400	318,600
	3	356,600	407,600	487,400	216,000	261,600	320,400
	4	358,300	409,500	489,600	217,400	262,800	322,200
	5	360,000	411,400	491,700	218,800	264,000	324,000
	6	361,700	413,400	493,900	220,100	265,200	325,800
	7	363,400	415,300	496,000	221,300	266,500	327,600
	8	365,100	417,300	498,200	222,600	267,800	329,400
	9	366,800	419,200	500,300	223,900	269,000	331,200
	10	368,600	421,200	502,400	225,200	270,200	333,000
	11	370,300	423,100	504,500	226,500	271,500	334,800
	12	372,100	425,100	506,700	227,700	272,800	336,700
	13	373,800	427,000	508,800	229,000	274,000	338,600
	14	375,600	429,000	510,900	230,300	275,200	340,400
	15	377,400	430,900	513,000	231,600	276,500	342,200
	16	379,200	432,900	515,100	232,900	277,800	344,100
	17	381,000	434,800	517,200	234,100	279,000	346,000
	18	382,800	436,800	519,300	235,400	280,300	347,800
	19	384,700	438,700	521,400	236,700	281,600	349,600
	20	386,500	440,700	523,500	238,000	282,900	351,500
	21	388,400	442,600	525,500	239,300	284,100	353,400
	22	390,200	444,600	527,500	240,600	285,400	355,200
	23	392,100	446,500	529,500	241,800	286,700	357,000
	24	393,900	448,500	531,600	242,900	288,000	358,900
	25	395,800	450,400	533,600	244,000	289,300	360,800
	26	397,700	452,400	535,600	245,200	290,700	362,600
	27	399,600	454,400	537,600	246,400	292,100	364,400
	28	401,500	456,400	539,600	247,500	293,500	366,300
	29	403,400	458,300	541,600	248,600	295,000	368,200
	30	405,300	460,300	543,600	249,800	296,500	370,000
	31	407,200	462,300	545,500	251,000	298,000	371,800
	32	409,100	464,300	547,400	252,100	299,500	373,700
	33	411,000	466,200	549,300	253,200	301,000	375,600
	34	412,900	468,200	551,200	254,400	302,600	377,400
	35	414,800	470,200	553,100	255,600	304,100	379,200
	36	416,700	472,200	554,900	256,700	305,700	381,100
	37	418,700	474,100	556,700	257,800	307,300	382,900
	38	420,600	476,100	558,500	259,000	308,900	384,700
	39	422,500	478,100	560,300	260,200	310,500	386,500
	40	424,400	480,000	562,000	261,300	312,100	388,300
	41	426,400	481,900	563,700	262,400	313,700	390,100
	42	428,300	483,900	565,400	263,600	315,300	391,900
	43	430,200	485,900	567,100	264,900	316,900	393,700
	44	432,100	487,800	568,700	266,100	318,500	395,500
	45	434,100	489,700	570,300	267,300	320,000	397,300
	46	436,000	491,700	571,900	268,600	321,600	399,000
	47	437,900	493,600	573,500	269,900	323,100	400,700
	48	439,900	495,500	575,100	271,100	324,700	402,400
	49	441,800	497,400	576,700	272,300	326,300	404,100
	50	443,700	499,300	578,300	273,600	327,900	405,700
	51	445,600	501,200	579,900	274,900	329,400	407,300
	52	447,500	503,000	581,500	276,100	330,900	408,900
	53	449,400	504,900	583,100	277,300	332,400	410,500
	54	451,300	506,700	584,700	278,600	333,900	412,000
	55	453,100	508,500	586,300	279,900	335,400	413,500
	56	455,000	510,300	587,900	281,100	336,900	415,000
	57	456,800	512,200	589,500	282,300	338,400	416,500
	58	458,600	514,000	591,000	283,600	339,900	418,000
	59	460,300	515,800	592,600	284,900	341,400	419,400
	60	462,100	517,600	594,200	286,100	342,800	420,800

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

61	463,900	519,400	595,800	287,300	344,200	422,200
62	465,600	521,100	597,300	288,600	345,600	423,500
63	467,300	522,800	598,900	289,900	347,000	424,800
64	469,000	524,600	600,500	291,100	348,400	426,100
65	470,700	526,300	602,100	292,300	349,700	427,300
66	472,300	528,000	603,600	293,600	351,000	428,500
67	473,900	529,700	605,200	294,900	352,300	429,600
68	475,500	531,400	606,800	296,100	353,600	430,700
69	477,100	533,100	608,400	297,300	354,800	431,700
70	478,700	534,800	609,900	298,600	355,900	432,700
71	480,200	536,500	611,500	299,900	357,000	433,700
72	481,700	538,100	613,000	301,100	358,100	434,700
73	483,200	539,700	614,600	302,300	359,200	435,600
74	484,700	541,400	616,100	303,600	360,200	436,600
75	486,100	543,100	617,700	304,900	361,200	437,600
76	487,500	544,700	619,200	306,100	362,200	438,500
77	488,900	546,300	620,700	307,300	363,200	439,500
78	490,300	547,900	622,200	308,600	364,100	440,500
79	491,600	549,500	623,800	309,900	365,000	441,500
80	492,900	551,000	625,300	311,100	365,900	442,400
81	494,200	552,500	626,800	312,300	366,800	443,400
82	495,500	554,100	628,300	313,500	367,700	444,400
83	496,700	555,700	629,800	314,700	368,600	445,300
84	497,900	557,200	631,300	315,800	369,500	446,200
85	499,100	558,700	632,800	316,900	370,400	447,200
86		560,300	634,300	318,000	371,300	448,200
87		561,900	635,800	319,100	372,200	449,100
88		563,400	637,200	320,100	373,100	450,000
89		564,900	638,600	321,100	374,000	451,000
90		566,400	640,000	322,100	374,900	452,000
91		567,900	641,400	323,100	375,800	452,900
92		569,400	642,700	324,000	376,700	453,800
93		570,900	644,000	324,900	377,600	454,800
94		572,300		325,800	378,500	455,800
95		573,700		326,700	379,400	456,700
96		575,100		327,500	380,300	457,600
97		576,500		328,300	381,200	458,600
98		577,900		329,200	382,100	459,600
99		579,300		330,100	383,000	460,500
100		580,700		330,900	383,900	461,400
101		582,000		331,700	384,800	462,300
102		583,300		332,600	385,700	463,200
103		584,600		333,500	386,600	464,100
104		585,900		334,300	387,500	465,000
105		587,100		335,100	388,400	465,900
106		588,300		336,000	389,200	466,700
107		589,500		336,900	390,000	467,500
108		590,700		337,700	390,800	468,300
109		591,800		338,500	391,600	469,100
110		592,900			392,400	469,900
111		594,000			393,200	470,700
112		595,100			394,000	471,500
113		596,100			394,800	472,300
114					395,600	
115					396,400	
116					397,200	
117					398,000	
118					398,800	
119					399,600	
120					400,400	
121					401,200	
122					402,000	
123					402,800	
124					403,600	
125					404,400	
126					405,200	
127					406,000	
128					406,800	
129					407,600	
130					408,400	
131					409,100	
132					409,900	
133					410,700	
134					411,500	
135					412,200	
136					413,000	

	137					413,800	
	138					414,600	
	139					415,300	
	140					416,100	
	141					416,900	
	142					417,700	
	143					418,400	
	144					419,100	
	145					419,800	
	146					420,500	
	147					421,200	
	148					421,900	
	149					422,600	
	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		別に定める	別に定める	別に定める	247,300	275,400	279,100

備考

- 1 俸給表Mは、医療職群 3 等級に格付けされる職員に適用する。
- 2 俸給表Nは、医療職群 2 等級に格付けされる職員に適用する。
- 3 俸給表Oは、医療職群 1 等級に格付けされる職員に適用する。
- 4 俸給表Rは、看護職群 3 等級に格付けされる職員に適用する。
- 5 俸給表Sは、看護職群 2 等級に格付けされる職員に適用する。
- 6 俸給表Tは、看護職群 1 等級に格付けされる職員に適用する。

別表第 4

昇格加算号数表（イ）

職 群	昇格前の 等 級	昇格後の 等 級	適 用	加算 号数
一 般 職 群 技 術 職 群	2 等 級	1 等 級		4 号
	2 等 級	特 1 等 級		7 号
	1 等 級	特 1 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
	1 等 級	特 1 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
	特 1 等 級	特別等級		4 号
工 芸 職 群	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
研 究 職 群	6 等 級	5 等 級		4 号
	6 等 級	4 等 級		7 号
	5 等 級	4 等 級		1 2 号
	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
	4 等 級	3 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
	3 等 級	2 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
指 定 職 群	5 等 級	4 等 級	昇任を伴う場合を除く。	4 号
医 療 職 群	3 等 級	2 等 級		7 号
	2 等 級	1 等 級		7 号
看 護 職 群	3 等 級	2 等 級	昇任を伴う場合に限る。	1 2 号
その他の昇格				8 号

別表第 5

昇格加算号数表（ロ）

適用区分	加算号数
一般職群又は技術職群の 1 等級から特 1 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、特 1 等級に属する職務に昇任させる場合	8 号
工芸職群 4 等級から 3 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、3 等級に属する職務に昇任させる場合	4 号
研究職群 4 等級から 3 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、3 等級に属する職務に昇任させる場合	8 号
研究職群 3 等級から 2 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、2 等級に属する職務に昇任させる場合	4 号
指定職群 5 等級から 4 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、4 等級に属する職務に昇任させる場合	4 号
一般職群又は技術職群の特 1 等級から指定職群 5 等級に属する職務に昇任させる場合	1 2 号
一般職群又は技術職群の特別等級から指定職群 5 等級に属する職務に昇任させる場合	8 号
看護職群 3 等級から 2 等級に昇任を伴わないで昇格した者を、2 等級に属する職務に昇任させる場合	4 号

別表第6

調 整 加 給 表

適 用 職 員		職群及び等級等の区分	金 額
製 紙 担 当 課 長		指定職群	31,000円
製 紙 連 続 作 業 員		指定職群、技術職群	31,000円
製 紙 交 替 作 業 員		指定職群、技術職群	15,000円
印 刷 交 替 作 業 員		指定職群、技術職群	13,000円
連 続 稼 働 作 業 員		指定職群、技術職群	5,500円
警 備 職 員		指定職群、一般職群	11,500円
研 究 職 員		研究職群	7,200円
医 師	診 療 所 長	医療職群 1等級、2等級	54,000円
	医 長	医療職群 2等級	
	医 師	医療職群 2等級、3等級	49,000円
行 政 機 関 併 任 職 員		指定職群 3等級	26,400円
		指定職群 4等級	12,600円
		指定職群 5等級	6,400円
		一般職群 特別等級、特1等級	
		一般職群 1等級、2等級	5,300円

備 考

- 1 製紙担当課長とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、製紙作業関係の交替制勤務を行う課長として発令された者をいう。
- 2 製紙連続作業員とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、調製、抄造、電気、蒸汽、用水及び環境整備（小田原工場を除く。）の作業において正規の勤務時間により3交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 3 製紙交替作業員とは、小田原工場及び岡山工場に勤務して、製紙に係る準備作業において正規の勤務時間により2交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 4 印刷交替作業員とは、東京工場、王子工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場に勤務して、印刷、貼付、整備、仕上、動力及び加工の作業において正規の勤務時間により2交替で勤務する者として発令された者をいう。
- 5 連続稼働作業員とは、仕上及び加工作業に従事する者で、機械の連続稼働を恒常的に行う勤務体制にある者として発令された者をいう。
- 6 警備職員とは、交替制勤務を行う警備員として発令された者をいう。
- 7 研究職員とは、研究所に勤務して、研究の業務を行う者として発令された者をいう。
- 8 行政機関併任職員とは、国の行政機関の内部部局に勤務する者として併任発令された者をいう。

別表第 7

期末手当支給割合表

在職期間	割 合
6 か月	1 0 0 分の 1 0 0
5 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 8 0
3 か月以上 5 か月未満	1 0 0 分の 6 0
3 か月未満	1 0 0 分の 3 0